

議員行動方針書

一 我党選出の議員は我党の中央及び地方議會に派遣し、その階級の職責に

従つて議員の一切の行動は我党の主義綱領に本質しなげなければならない。

議員を以て特権的地位の如く秀ふるは誤れり有る階級の觀念である。

我党議員は党より特権の階級の任務を帯びて議會戦線に派遣せられん

尖塔分子たることを意識しなげなければならない。故に議員は上り下り階級の

議員であり、且つ我党統制下の議員なることを忘れてはならない。

二 議員は一切の行動に於いて公明なる階級意識に本質しなげなければならない。

し、これをして無産大衆をして聊かなりとも疑念を抱かせることなきを勤め

るべきに就いて力傾きなる考慮を拂はねばならない。

三 議員は我党として他の無産階級議員と共同戦線を張り、以て有産階級議員

と排撃しなげなければならない。また我党新階級議員にして有産階級の色彩を有

するものには對しても我党の限り共同戦線に誘引すべからざる。し、これ

て我党の共同戦線に於いては我党議員は常に積極的態度を以てこれに指

導する地位に止るなげなければならない。またこの共同戦線は絶対的統制力

を有するものにあらずして、若し或る問題に就き我党議員と他階級議員

との間に重大なる争ひを生じて争論すべからざる意見の相違を以て之を

合、我党議員は敢て自由立場を取つて自由行動を以てすべきに當るべきに

當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに

當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに

當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに當るべきに

四 議員は我党の執行委員会の監督統制に服するものなり。故に我党の執行委員

会及び我党の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の一切の行動

を以て大衆の期待を對するものなり。故に我党の執行委員会の設置し、議員の階級

意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

議員行動方針書

七 議員統制委員会の組織はたゞかくである。

八 我党の統制委員会は我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識

の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員

会の設置し、議員の階級意識の統一を我党の執行委員会の設置し、議員の階級意識